



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本体育会北海道支会の設立と軍人の関与：1897年前後の分析を中心に
Author(s)	三井, 登
Citation	北海道大學教育學部紀要, 75
Issue Date	1998-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29564
Type	departmental bulletin paper
File Information	75_P229-243.pdf



日本体育会北海道支会の設立と軍人の関与

— 1897 年前後の分析を中心に —

三 井 登

A study on the establishment of the Hokkaido branch of the Nihontaiikukai and participation of soldiers around 1897

Noboru MITSUI

はじめに

本研究は、1891年に日高藤吉朗によって設立された日本体育会（以下体育会）が地方にどのように普及していったのかを日本体育会北海道支会（以下北海道支会）を事例に明らかにし、その普及の仕方から国民体育の問題を考察する。対象時期は、北海道支会が創立した1897年前後とする。

体育会に関するこれまでの研究には、学校史の立場から『学校法人日本体育会日本体育大学八十年史』¹⁾（以下『八十年史』）、『学校法人日本体育会百年史』²⁾（以下『百年史』）がある。『八十年史』において木下は、体育会の組織と活動の概要を体育会の目的である「国民体育の発達」の具体的な展開として実証した。特に体育会の設立と運営に関わった人々の階層が軍人出身者達であることから、体育会が設立当初軍事的色彩が強かったことも指摘している。『八十年史』では大阪支会の設立から衰退までの概要が触れられているが、『八十年史』『百年史』のいずれも、体育会の各支会の立ち上げまでの軍関係者の積極的な関わりについて重視していない。軍人の積極的な関わりによって体育会が創立したことこそが体育会の性格を規定したという点で重要な問題である。国民体育向上を目指した体育会の地方への展開過程の具体的な担い手と、支会の具体的活動を明らかにすることは、当時の国民体育の問題を理解する上で重要な課題であると考えられる。

体育会に対する国庫補助に関する研究に「明治期帝国議会における体育建議～国民の体力問題と武道正科採用論～」³⁾がある。木村は1898年5月第一二回帝国議会「体育奨励に関する建議案」、1906年3月第二二回帝国議会「日本体育会国庫補助に関する建議案」をめぐる審議過程から、国民体育の問題を議会で取りあげたことの重要性を指摘し、帝国議会議事録⁴⁾を中心に当時の国民体育向上の必要性が国家の発展と密接に関わっていたことを明らかにした。国民体育が議会でどのように取り扱われていたのかを理解する上で重要である。

軍隊教育史研究の立場から、遠藤は兵式体操をめぐって文部省に対する陸軍省の介入の問題を通して、軍の国民教育の干渉を明らかにした⁵⁾。文部省と陸軍省の官僚レベルで体育をどのように構想していたのかをおさえる上で欠かせない研究である。

次に、本研究で対象とする1897年前後は、日清戦争を経て国民体育あるいは体格への関心が高まった時期であった。例えば議会、教育界、マスコミ⁶⁾で、徴兵検査における不合格者の増加から体格の低下が指摘されたり、諸外国（欧米人）との体格比較によって日本人の体格の劣等が指摘

されるようになり⁷⁾、強い身体養成の必要性が説かれた。強い体の養成が、直接強い日本の構築につながるとされた。しかし、当時は、体操教員養成をとってみても、本格的な官立の体操教員養成校はなく、既存の民間団体である体育会に文部省予算として国から補助をだすことによってその養成を任せるにすぎなかった。体育会自体は軍関係者が中心となって設立、運営されていた。本研究では、このような状況をふまえ、地方の支会設立にどのような人達が関わり、当時の支会における国民体育の向上がどのような形で具体的に実践されようとしていたのかを明らかにする。ここでは、支会の一つである北海道支会を事例としてとりあげるが、北海道支会は、1896年7月の大阪支会の創立につづいて1897年6月全国で二番目に創立された。後に支会の下部組織となる小樽支部が1901年8月26日に、函館支部が同月31日に新たに創立される。会員数は1903年4月の時点で三千人以上、全国で静岡県と並ぶ6番目⁸⁾の規模に発展する。このような規模に至った北海道支会の活動を明らかにすることによって、他の支会の創立の経緯と活動を予測することができよう。

北海道支会を対象とする際、現時点でその資料の限界を指摘せざるを得ない。北海道支会の創立とその後の具体的活動に関する資料は、『北海道毎日新聞』に限定せざるを得なかった。また北門新報社から発行されていた『北門新報』の付録として『日本体育会北海道支会月報』⁹⁾（以下『月報』）がある。『月報』は毎月第二日曜日に発行され、北海道支会の活動報告と啓蒙記事が主な内容である。以上が北海道支会に関する主な資料である。

本文中の「○」は、資料の判読不可能な文字を示した。

1 北海道支会創立の経緯と目的

(1) 北海道支会と大阪支会の創立と軍人の関与

体育会は1891年8月11日に牛込区に日高藤吉朗によって創立された。日高は下士官七年現役満期を期に除隊する際、『将校予備の教育』と『国民体育』の普及発達に尽すことが、一下士官として陸軍に留まるよりも、より価値がある¹⁰⁾と考え、その目的の推進のため次の三つの事業に取り組むことになる。一つは1884年11月に士官学校の予備教育として文武講習館（後の成城学校。1886年8月に改称）を創立し、二つめは国民体育の発達を目指した体育会の創立（1891年8月）であり、最後は通俗教育会（1900年）の創立である。いずれも「軍事予備教育についての関心が根底をなしていた」¹¹⁾のである。日高の軍事予備教育の構想の柱の一つである体育会では、徴兵の人的供給の在り方つまり国民皆兵によって国民全体の体育の発達が必要になったことから、体育会の地方への普及が創立当初から考えられていた¹²⁾。地方支会の普及にあたって体育会は、1893年7月29日に「日本体育会支会職制」を定め、「本会ノ主義ヲ普及セン為メ本部ト地方ノ連絡ヲ通ジ事業ノ拡張ヲ図ル」準備を進める¹³⁾。そして1896年7月の大阪支会、翌年6月の北海道支会、1899年7月の神奈川支会、同年11月の宮城支会、鹿児島支会創立へと全国にその事業を拡張していく。

北海道支会の創立は、野津道貫東部都督¹⁴⁾の北海道視察が契機となった。北海道では既に屯田兵が廃止され、1896年5月に第七師団が設置されていた¹⁵⁾。この第七師団関係者が北海道支会の中心的な役職に就くことになる。北海道支会の設立計画は「第一を将校賛助会員とし第二を特別賛助会員とし第三を通常賛助会員」¹⁶⁾とし、軍関係者が組織の中枢に位置づくものであった。北海道支会の会員募集に関して『北海道毎日新聞』（1897年6月3日）には、次のように報道されている。

「日本体育会の会員募集（中略）今回同会長野津大将来道に就て本道に於ても会員を募集する、事となり永山師団長原長官等も加盟され昨今限元憲兵大尉専ら会員の募集に尽力され居るが道庁の部内に於ては陶警部長之が委員と為り斡旋され居る由」

会員の募集には、第七師団の限元憲兵大尉が中心となり、道庁に於いては陶警部長が中心となっていた。軍と警察関係者によって創立までの組織化が図られていく¹⁷⁾。この時寄付金も同時に徴収された。道庁では「長官十円各部長五円宛同会に寄付し属官〇月給額の百分の二又は三を寄付する事」¹⁸⁾となった。こうして会員数、寄付金とも徐々に増え組織の基盤が整えられていく¹⁹⁾。体育会の活動の柱の一つに啓蒙活動がある。その中心になったのは第七師団の軍人だった。第七師団の杉本砲兵少佐を始めとする各将校は、「日本体育会拡張の美挙を賛し同支会設立の上は精神的教育及び諸般の軍事的技術に関する講話を分担せらるゝことを約諾」²⁰⁾した。こうして限元憲兵大尉、陶警部長らの準備によって、北海道支会は「日本体育会北海道支会入館と号し会長野津大將の主意を奉じ」²¹⁾て発足した。北海道支会の会長は永山武四郎第七師団長、副会長は原保太郎長官、委員長は松永正敏第七師団参謀長大佐²²⁾が就任した。会の実務の中心は引き続き限元が行うことになった。事務所は勝武館²³⁾に臨時で置かれたが、その後限元の職場である憲兵隊内に事務所が移り、1898年7月初旬に札幌偕行社内に移転した²⁴⁾。

以上のことから北海道支会の創立に、第七師団関係者が積極的に関わっていたことは明らかである。

次に他の支会の創立の経緯が、いかなるものであったかを検討する。北海道支会と他の支会とを比較することで、体育会の地方への普及の目的がより明確になる。ここでは、支会では最初に創立された大阪支会をとりあげる。『八十年史』には、大阪支会の「設立に関しては、大阪府知事をはじめ、地方官吏や師団高級将校が中心であった」²⁵⁾と指摘されているが、ここでは、地方官吏や師団高級将校達の具体的な関わりを明らかにする。

大阪支会は偕行社を活動の拠点とし、そこで創立までの準備に関わる定例会、演説会等を開催した。会員の勧誘は、体育会長野津から嘱託された第四師団歩兵野島中佐²⁶⁾及び当市の府会議員井上喜平治、府会市部会副議長中井一馬、府会議員中嶋米蔵、府会議員井上浅次郎らが中心となっており、245名の賛成者を得た。この五氏は委員兼常務員となった。この委員達は、1896年6月4日に臨時集会を開き支部設置規則、本部との交渉要目を定めた。これは、体育会副会長丸山作樂の大阪視察の際に協議される諸件であった。6月6日に丸山作樂と幹事長日高藤吉朗が「来阪し猶拡張の方法等を協議し日高幹事長は帰東し、丸山副会長は広島其他の地方に拡張の為出発昨今岡山に滞在中なるが廿日頃には再び当地に來りて廿二三日頃に陸軍偕行社内に於て拡張の演説を為すよし委員へ通知ありしに付委員は来る廿日開会の定式集会を繰上げて来る十七日に開会すること」²⁷⁾を決めた。当日の演説会の様子は次のように報道された。

「体育演説 夫の日本体育会大阪支会創設に関する演説会は前号欄外に記せる如く愈一昨二十四日午後二時三十分より偕行社内に開かれたり中井一馬氏先開会の事を報告し夫より平沼文学士（演題体育雑話）佐藤軍医正（体育の述懐）丸山副会長（体育〇（併一筆者）徳育談話）の三氏孰れも熱心に演説する所あり此日参会せるは右大阪支会設置の賛成者中の一部三百余名にて北畠控訴院長、内海府知事、其他高等官、各中学校長、陸軍部内にては野島、東郷、井上、北畠等の各佐官も出席したり昨日も既記の如く賛成者中他の一部三百余名を集め

て前日同様の演説をなしたり」²⁸⁾

演説会には、地元の名士達が顔を揃え成功裡に終わった。8月になって上記の五氏の会員募集により、大阪支会は千数百名の入会者を得ることになった。そして、「遂に当市に支会を設置するに至りしより続て野津会長より内海知事に支会長山澤師団長に顧問を嘱託し」²⁹⁾た。しかし、実際に内海知事が会長の任に当たることが決定したのは9月19日であった。会長決定当日は陸軍部内から大久保第七旅団長、原口参謀長、野島中佐が、四区の委員中井一馬、井上喜平治、井上正陽、中嶋米蔵、井上浅次郎等が、「偕行社内の仮事務所に臨時集会を催し諸役員を選定して東京本会へ進達する手続きを為し且体育場は差向き市内に二箇所を設くるの事をも議決」³⁰⁾した。大阪支会の「諸役員」の内訳は委員長一名、顧問官三名、常置委員二十一名、委員五十三名であった。それぞれの役員人選が順調に進まなかったため、これに対して原口参謀長は次のような意見を出した。

「一右職員○外に理事者二名常置委員一名を置く事

一顧問官は裁判所の最高級者に嘱託なる事

一委員の選定は顧問官に一〇すべきも砲兵工廠、警察○、憲兵隊等の最高級者を取らしむべし但し工兵方面よりは提理を委員に取り各連大隊よりは連大隊長を○員に取り旅団長を委員長とすべき事」³¹⁾

これは、委員の人事は顧問官に一任しつつも、職員に軍関係者を位置づけるべきだという提案で、大阪支会に於てもやはり、軍の積極的関与が認められるのであった。結局、「先頃開きたる日本体育会大阪支会臨時会に於て決定したる支会役員は野津会長の認可あり今度会長より嘱託書到達したれば授受の手続きに及ぶ」³²⁾にいたった。野島中佐は主任として幹旋されていたが、9月25日をもって第四十五連隊長に転任したことにより、福永砲兵中佐が後任に当たる予定となった。さらに原口参謀長も役職に就く予定だったが、陸軍内で転任となった³³⁾。

北海道支会と大阪支会の創立の経緯をみる限り、地方の名士達の関与はさることながら、軍の高官の積極的関与が認められる。両支会とも野津の働きかけがあり、陸軍内で体育会に対する何らかの方針を持っていた可能性が高いと考えられる。このように国民体育の地方への普及にあたって、軍人の果たした役割は大きい。

(2) 北海道支会創立の主旨と組織

次に、北海道支会の立ち上げに際して、どのような目的が掲げられたのかをみることにする。

野津会長は支会拡張に当たって次のような演説を行った。野津は当時の日本が「益々体育の必要且急務なるを感せしむる」状況にあることから、体育会の規模を拡張しなければならないと説く。彼は体育の意義を富国強兵の基礎と位置づける。つまり、「皇威を宣揚し国権を伸張するは富国強兵を図る」ことであり、「富国強兵を図るは即ち国民体育の強健を図るを以て基本」とするのである。よって、「国民柔弱」ならば強兵を養成し「富国を成立」する事はできないと。日清戦争の後、「軍備拡張の時機に迫り体育普及の議漸く盛」になってきたことは、「本会拡張の為め天の特に此好機会」を与えてくれたのであるから、体育会の拡張は「軍備の拡張を要する今日」にあって「一日も忽に」してはならず、「体育の普及は軍備拡張と相待ちて必須緊急の事業」なのであった。野津等が目指した「本会の主義」は、「平和の時に在りては専ら体力を壮健にし精神を涵養厳に粗過暴激の挙動を慎み一旦緩急あるに際すれば命令に応じ士農工商各常職を抛ち銃砲剣槍を執り国民の義務を尽くして綽々余裕ある精神体力兼備壯絶の帝国民を養成する」ことにあった。

よって体育会の目的は、「約言すれば一は国民全般の体育を図り一は諸学校体操教員の養成及び陸海軍兵員の素養並に予備兵の温習又は国民兵の養成等目下在りて最も必要緊急の教育」を行うことにあった³⁴⁾。

このように、野津は、国民体育は強兵の基礎で、基礎の部分が脆弱であっては「富国を成立」することはできないと強調した。つまり、国民の体育は国家の問題に直結するのである。体育会では、軍備の拡張と体育の普及がセットとして考えられていたので、国民体育の向上は軍の人的供給源の問題として捉えられていた。野津は支会に対しても、当然その目的を達成するよう期待したのである。北海道支会の目的は、「国家ノ富強ヲ図リ一旦緩急アラバ砲烟弾雨ノ間ニ国民ノ義務ヲ尽ス」ことができる「精神体力兼備ノ帝国民ヲ養成」して、「北門ノ警備ヲ安全ナラシムル」ことにあった³⁵⁾。日本体育会総裁閑院宮載仁は北海道支会創立にあたって、「本道ノ位置ト警備ノ急務」を十分に認識し、「今日ノ急務ハ振気育体ノ模範ヲ造ルニ」あるのだから「札幌ハ全道行政ノ中心タルヲ以テ先ツ模範ヲ此処ニ造リ而シテ之ヲ拡張シテ支部ヲ全道各処ニ設置シ以テ体育ノ普及ヲ」図ることを、北海道支会に要求した³⁶⁾。

次に軍事的観点から国民体育の必要性を説いた北海道支会の組織の概要を、北海道支会規則から明らかにしたい³⁷⁾。北海道支会（1899年9月）の規則と体育会（1899年4月）の規則³⁸⁾の両者を比較してみると、基本的に同じである。違いをあえて挙げるとすれば、北海道支会規則の第二章の事務の第四条の術科で「氷上」が組み込まれている程度である。会費の額によって決まる会員の地位も全て同様である。このように、北海道支会は本会と同様の運営を行っていた。北海道支会の職制は、次のようになっている。支会長（一名）が支会の事務を統轄し、それを補佐するのが顧問（若干名）である。実質的に重要な役職と思われる委員長（一名）は、委員会議長となり議事を採決し、支会長の事故があった場合は代行する。以上三役は、体育会会長が嘱託する。常務の処理、諸報告、審議の立案を司るのは常務委員（若干名）である。その下に委員がいて、新会員の勧誘や会員の奨励などが主な仕事である。委員は会議で決まったことを実行に移す実働を担っていた。この常務委員と委員の中から、幹事長、幹事（1899年10月の幹事をみると、全ての幹事が常務委員を兼任していた）、場長、検定員が支会長によって推薦され、本会長が嘱託する。庶務、会計事務を分掌するのは幹事で、それを監督するのは幹事長であった。その他の書記や北海道支会で行う体育的活動の教員は、支会長が選任する。その他、北海道支会は、道内の各管区に委員を置いた。その委員は、支会長が嘱託した。北海道支会の中では、支会長、顧問はもちろん、委員長、常務委員が組織運営の重要なポジションにあったといえる。実際の各役員の階層は、支会長、委員長には軍関係者が、常務委員・委員には軍関係者、官吏、銀行や炭鉱会社重役、病院院長等がなっていた³⁹⁾。道内の各管区の委員には地元の戸長が支会長から嘱託されていた。このように、北海道支会は、組織の中心に軍人が位置づき、軍人と地元の名士達によって会の運営・拡張がなされていた⁴⁰⁾。

2 教育界における体育の認識と北海道支会の軍事予備教育的体育

(1) 北海道支会創立前後の教育界に於ける体育の問題

この時期⁴¹⁾、教育界に於いても日本人の体格・体力は、徴兵検査の結果や学校の衛生状態などから、「国家の生存上」重要な危機的問題として捉えられていた⁴²⁾。

三島通良⁴³⁾（医学者）は、日本人の体格が「欧州の諸強国民は愚か、清国人にも及ばざるを悲み」⁴⁴⁾、「現今世界に存在する人種の中に於て、某野蛮人種を除き、最も矮小なること」⁴¹⁾を嘆いた。当時、

「某連隊区の調査によれば、本年(1897年一筆者)執行したる徴兵検査の結果は、壮丁百人につき、甲種合格者二十人強、乙種合格者十二人強にして、現役兵となるべき健康体を有する者は、壮丁百人中僅に其の三分の一あるのみとは、去月二十日発行の『千葉県教育雑誌』の報ずる所、且つ夫れ当局者の言によれば、徴兵検査合格者の体質も、年を逐ひて劣度を加へ(中略)当代の壮丁三分の一が、僅かに徴兵に合格すとせば、次代の壮丁は、四分の一、又五分の一の合格者を出すに至る」⁴⁶⁾のではないか、という危惧がうずまく状況であった。また、1899年の状況も、「聞く所によれば、徴兵検査の成績は、年々国民の体力の漸減する傾向を示し、壮丁の体格は年と共に纖弱になるといふ。今年の如き、当市の日本橋区に於いては、百人中甲種の合格者、僅に十四人を得るに過ぎ」⁴⁷⁾なかった。国民の体の問題は、徴兵検査の結果だけでない。「群馬県碓氷郡内十八箇町村各学校に於けるトラホーム眼疾の流行に鑑みずや、西横野尋常小学校の如きは殊に甚しく、検査人員二百十中、実に一百五十の患者を出せるにあらざるや。」⁴⁸⁾徴兵検査の結果、トラホームの流行、総体的な「体の虚弱」化の危機感は、資本主義の発達に伴って顕在化した問題である。例えば、それを象徴的に物語る次のような記事がある。「今余ハ日本人ヲ指シテ不健康ナリトイフ、何レニ比シテシカイフヲ得ルカ。予ハコレヲ北極圏上、怪獣ノ肉ヲ食フノ民族ニ比シテイフニアラズ、赤道直下、榕樹ノ蔭ニ臥スル国民ニ比シテイフニアラズ、同ジク温帯ニ国シ、同シク文明ヲ有シ、現今ニアリテモ、将来ニアリテモ、我ガ競争ノ好敵手ナル西洋各国民ニ比シテ、シカイハザルヲ得ザレバナリ。」⁴⁹⁾「文明ヲ有」した「西洋各国民」との競争に不健康では勝つことができないという論理に、国民体育の問題が位置づけられた。三島通良も「夫れ国民体格の大小は、国家の生存上、重要な関係あることは論弁を俟たず、茲に於てか其体格を偉大にして、其健康を増進するの方策は、目下欠くべからざる急務なりと信」⁵⁰⁾じ、「国民の衛生、殊に体格健康の全からざる限りは、眞の生産力は発達せず(中略)生産の力あるものは、実に一千万人を超へざるべし、此等生産力あるものゝ、体格健康の全不全は、国力盛衰の上に大関係を有する(中略)今や国民の健康を進めて、国家の進歩に伴はしめんとして、学校衛生を説くもの、即ち国家生産力の根本たる、国民の体格、特に将来の国民、即ち学校生徒の健康保全と否とは、一国の富強に於て大なる関係あればなり」⁵¹⁾と強調した。このように、教育界で指摘されていた国民体育は、「国家の生産力」の問題、あるいは強兵の問題として捉えられていた。軍の国民体育の目標と教育界のそれは同様であった。

しかし、軍と教育界の体育に対する認識が決定的に異なっていた点は、軍が体育に対して精神的な面を強調した点と、教育界が衛生学的見地⁵²⁾から、生理学的・教育学的に体育を見直そうとした点であった。

確かに、「一方面に於て従順にして、厳正なる規律と秩序との本に動作す可き、精神を鍛練し、他方面に於て、之に堪へ得可き身体を訓練せば、体操科は、其理想に向つて進しつゝあるものなり。而其身体の錬磨は、誠心、誠意、非常の忍耐力を以て運動するにあるものなり。而其誠心誠意と難苦に堪へ得可き精神とは、実に厳正なる規律と秩序との本に養成せらるゝものなり。苟も如此ならば忠君愛国の精神と身体、難苦欠乏に堪へ得可き精神と身体、協同一致事に当るべき精神と身体及従順温良の諸徳は既に養はれ得たるものにして、体操科の目的全く達す。則ち小学校に於ける体操科の大主義は、陶冶にありて、技術にあらざる事瞭然として火を見るが如し」⁵³⁾、という体育に対する理解は、教育界にもまだ存在していた。しかし、これから向かおうとしていた方向は、まず、「精確に学生生徒の身体を検査し、其教育、及健康の状態を知悉し、以て教育上の参考」⁵⁴⁾にし、体操をあらたに改良することが求められた。例えば、「兵式体操、固に奨励すべし

といへども、教育上身体円満の発達を得しめんが為には、亦併せて、普通体操の奨励を怠るべからず、我が国、固有の、撃剣、柔術は、元是れ、教育的に仕組まれたるものにあらず、偶々以て、体育の一助とするに過ぎず、若夫れ、身体の発達の為めにせんには、特に、生理上、心理上より、運動の均整、心情の娯楽に注意して、仕組まれたる、適當の方法を取らざるべからず」⁵⁵⁾、と種目の選定にあたって、生理学的検討の必要性を指摘されるようになった。さらに、より具体的に、「人体の各機官は骨を除くのほか、大部分は軟にして弾力に富み、滑澤なる組織より成る、而して体質の新陳代謝を旺ならしむるのを以て目的とする諸体操は、主に筋肉(随意筋)の運動である、是故に体操の各運動は、身体各組織殊に随意筋の性質及び作用に適應したるものを選択するの肝要なることは」⁵⁶⁾、当然の事として捉えられるようになった。

体育に対する生理学的認識の深まりによって顕在化してきた問題は、体操教員の資質と養成の在り方であった。1897年当時の体操教員の養成機関と体操教師の状況は、「都下、僅に、一二の体操教師養成所ありといへども、共に是れ、私立にして、設備完全なりといふべからず、其卒業生も、従ひて少数にして、普く世の需要に應ずるに足らず、されば、各地方の中学にては、帰休の兵士を以て体操教師に雇傭すといへども、其技は、兎に角、之を教師としては、不完全」⁵⁷⁾であった。「帰休の兵士」が体育教師となることに対しては、度々指摘される。例えば、「吾等が再興せんと企図する体操伝習所は、決して従前の体操伝習所の如く、専門学校的の性質を有するものにあらずして、其の名の示すが如く、実に体操術を伝習し、又其の技の素養あるものには、教育学、生理学の大要を、講習するを以て目的とするものなり。(中略)体操をして斯く重からしめ、其の成果をして有効ならしめんには、之を教育思想なき軍人、又はなまなかの体操専科教員に、委任すべからず。是れ体操伝習所を再興して、上述の如き伝習、及び講習をなすの、必要ありとする所以なり。」⁵⁸⁾ また、「これまで、中学校其他の各種学校に於ける体操教師は、概ね予備後備の下士、或は士官を用ひ居りしを以て、体操夫れ自身の教授には、最も適當なれども、概して一般の教育といふ点には無頓着にて、只軍隊的に教授するを以て、食料習慣等種々の事情を異にせる生徒には適當ならず、(中略)一般教育のために不結果なるを免れざるを以て文部当局者は大に之を憂ひ、今後体操教師の養成方法を改め、一般教育上に於ける知識あるものを得んとの考案中なりと。」⁵⁹⁾ 教育的素養のない軍人の体操教員に対して、教育界に於いても文部省に於いても不満が噴出した。こうした状況は、学校体育の現場だけでなく、体育会に於いても同様の傾向があった。文部省は、「今回教員検定規則に於いて、日本体育会の優等卒業生に、無試験検定の特典を与へ」るにあつて、「日本体育会に対し、従来同会の体操練習が、兵式に偏倚するを矯め、爾来偏に体育を主として、体操を教授すべき旨を注意した」⁶⁰⁾。教育界の大勢は、「教育者が兵式教練の必要と利益とを認めて、之を活用せんことにして、体操教員の養成所たる日本体育会の如きは、生徒に専門の技能と体育上必須の知識とを与ふるは勿論、教育学の講習をも忽にせざらんこと」⁶¹⁾を望んだのだった。

以上のように、教育界では、今までの体操にみられた形式的な体育を教育的見地から見直し、医学の方面から衛生学的に子供の健康を捉え、生理学・解剖学を基調とした体育を確立しようとした。この点が、軍の「軍隊教練実施や兵式体操などに対する見解(規律的な精神教育重視)」⁶²⁾と教育界の認識の違いであった。両者には、富国强兵という目的は一致していたが、そこにたどり着くまでの体育の在り方をめぐる認識に、決定的な相違があった。

(2) 北海道支会の軍事予備教育的体育

教育界の衛生学・生理学的見地からの体育の認識と、軍の精神重視の体育の認識の相違は、そのまま体育会に影響を与えた。既に明らかにしたように、軍人の積極的関与によって創立した北海道支会にあって、その活動も当然、軍の体育に対する精神教育重視の傾向があったと思われる。ここでは、北海道支会で行われていた活動内容を検討する。

北海道支会の設立当初に構想されていた活動の中心は、「体操教員を各地に派遣して体育の普及を謀るを以て其目的とし体操教員には第七師団予備役下士上等兵を以て之に充て入館の試験に合格したる者に限り同会の体操教員として成るべく其教員の在住土たる小学校へ派遣し授業時間外即ち生徒の退散後教授するものにして教員の給料は同会賛助義損金の利潤を以て支弁すること(中略)兵式体操、兵式教練、狭搾射撃、左向弓術、白兵術、銃鎗術、練体術、乗馬術、自転車等の科目を設けて講習せしめ」⁶³⁾ ることであった。さらに射的会を度々開催し、毎年兵事講習を行った。

まず、体操教員について。体操教員は、第七師団予備役下士及び上等兵であることが条件で、彼等が北海道支会の試験に合格することによって、体操教員になることができた。文部省や教育界で問題になっていた、「一般の教育といふ点には無頓着にて、只軍隊的に教授する」体操教員が、北海道支会から輩出されるのであった⁶⁴⁾。そして、その教員達が「成るべく其教員の在住土たる小学校へ派遣」され、体操を「授業時間外即ち生徒の退散後教授」した。

「体育養成に必要な術科」⁶⁵⁾は、1899年9月時点で創立当初の内容が整理され「技術は専ら兵式体操、兵式教練、普通体操及銃創試合、剣槍術、射撃術、馬術、水泳術、漕艇術、自転車、弓術、柔術、其他諸種の技術」が講習されていた。北海道支会が、これらの活動を通して目指した「精神及習慣の養成」は、「厳正なる規律を以て常に秩序を守らしめ不撓不屈の胆力を鍊り剛健快活の挙動に習ひ難苦欠乏に耐ゆ可きを奨励し忠孝節義の講論研究をなす事」であった。そこには、文部省や教育界の動向である、体育の生理学的解釈に務めることが全く欠けている。北海道支会では、軍の「軍隊的教練実施や兵式体操などに対する見解(規律的な精神教育重視)」が、他の種目にも拡大された。

次に、恒常的に行われていた射的会について。射的会は、実弾で行われていた。射的場は、支会創立当初、陸軍山鼻射撃場を軍から借用していたが、後に北海道支会の専用の射的場ができる⁶⁶⁾。会員もしくは射撃練習員(一ヶ年金一元を払えば、学生生徒も練習員になれた)になれば、弾薬料(一発金一銭二厘)を自弁し利用できた。北海道支会では、射的会を実弾で行うことによって、「射撃術を練習し精神力を鍛練し以て国家の○急の日に際し我が国民をして善く奉公の義務を全くせしむる」⁶⁷⁾ことをねらった。

最後に兵事講習について。体育会は、「国民ニ軍事教育ヲ授ケ且兵役応徴者ノ入営後ニ於ケル教育ノ発達ヲ容易ナラシメン為ニ兵事講習科ヲ」⁶⁸⁾置いた。北海道支会に於いても、兵事講習を毎年七月から十一月下旬まで、毎週授業時間およそ二十四時間、日曜及び祝日大祭日は休業して、札幌の偕行社を借用して行った。月謝は五十銭と教場費十銭であった。北海道支会の会員は、無料で講習を受けることができた。講習は、「士官候補生一年志願兵及び兵役応徴者の便益を図り例年入営期に先たち短期間を以て軍事教育の初歩を教授し」た。教授内容は、主に体育と「軍隊内部の規律秩序の厳粛及術科学科の初歩」の習得で、「入営後に於ける教育の発達を容易ならしめ」⁶⁹⁾するためのものだった。次に掲げる講習の教則は、そのことを端的に示している。

「第三条 本科の学術科目及程度左の如し

一兵式教練 各個教練より分隊及小隊教練

一兵式体操 柔軟及ひ器械体操

一銃剣術 一射 撃 狭窄及実弾

一軍 歌

学 科

一軍人及教育勅語

武官階級及識別

一陸軍敬礼式及服従法

一陸軍刑法の大意

一軍隊の組織及給養法の大意

一各〇体の所在

但し其他軍事上必要にして公員たるべきもの、必ずし知すべきものは其摘要を授く」⁷⁰⁾

こうした活動内容に対して、1899年度から体育会に国庫補助を出すことになった文部省が、「今回教員検定規則に於いて、日本体育会の優等卒業生に、無試験検定の特典を与へ」るにあたって、「日本体育会に対し、従来同会の体操練習が、兵式に偏倚するを矯め、爾来偏に体育を主として、体操を教授すべき旨を注意した」のは当然であった⁷¹⁾。

北海道支会の活動内容は、教育界の目指した衛生学、生理学を基調とした体育ではなく、軍の精神教育重視、規律重視の体育観をそのまま反映させるものだった。それは、北海道支会が、教育界で度々指摘されていた体操教員の質の問題に応える養成方法をとっていなかったことに明かである。このように、体育会の地方への普及は、北海道支会の活動内容に於いても、軍事予備教育としての体育の普及に他ならなかった。

おわりに

本研究では、国民体育の問題を体育会の地方への普及をとおしてどのように構想され、実践されていたのかを検討した。

国民体育の発達は、資本主義の発展に伴って、人的資源（兵士あるいは労働力）として重要であると、議会、教育界、マスコミ、体育会に共通した問題であったが、体操教員の養成に対する制度的基盤が整わない状況の下、体操教員養成という期待を学校以外では体育会が担った。体育会は、その期待にこたえ、各地に支会を設立し国民全体に体育を普及しようとした。北海道支会と同様に大阪支会においても、創立に際して軍人が積極的に関わった。他の支会も、同様な傾向がみられたと考えられる。こうした創立の経緯から、北海道支会は当然、軍の体育観を反映した活動内容となった。体育的活動の方針は、規律と精神教育重視であった。軍事予備教育という視点が、あらゆる活動の中心であった。北海道支会の活動は、当時、教育界で問題となっていた、衛生学的・生理学的見地からの体育とは違った全く異質の精神的な側面を強調した体育であった。その為、文部省や教育界の期待する体操教員は、体育会においてなかなか養成されなかった。北海道支会が認める体操教員の条件が、教育界で批判された軍の下士及び上等兵だったことから明かである。体育会の地方への普及から見通せることは、国民体育の向上の実態を握っていたのが軍関係者であったことである。

今後、検討すべき課題に体育会に対する国庫補助の問題がある。国庫補助は、体育会にとって

資金の安定した供給が得られ、文部省にとっても多額の費用をかけずに体操教員が養成されるという点で両者にとってプラスであった。しかし、文部省は、体育会で養成される体操教員の養成の仕方にクレームをつけた。体育会は、文部省のクレームをどのように受けとめたのか。体育会と文部省は、具体的にこの問題をどのように対処したのかが、今後の課題である。また、多くの将校クラスの軍人が関わっていた体育会に対して、軍はどのように体育会を位置づけ、期待していたのか等が課題となろう。

注

- 1) 学校法人日本体育会日本体育大学八十年史編纂委員会『学校法人日本体育会日本体育大学八十年史』不昧堂、1972年。
- 2) 学校法人日本体育会百年史編纂委員会『学校法人日本体育会百年史』東京書籍、1991年。
- 3) 木村吉次『日本近代体育思想の形成』杏林書院、1975年。
- 4) 安部磯雄編『帝国議会教育議事総覧』第一冊、1932年。
- 5) 遠藤芳信「第3部 軍隊教育による国民教育の包摂過程」の「第3章 兵式体操の成立と軍の対応」(『近代日本軍隊教育史研究』青木書店、1994年)。
- 6) 「日本国民の体格 日本国民の体格は甚だ羸弱にして徴兵合格者は三分の一に過ぎざれば国民の三分の二は軍事上の不具者なる事は過日の紙上に記せしが元来羸弱なる我國民は年を逐うて益々羸弱となり全国の連隊を平均し明治十六年兵と二十年兵との間に五百十五匁の差を見るに至れり体格の羸弱となるは素より惟り兵士に限るにあらず各学校生徒とも年々虚弱者を増し此傾向は七歳始めて学に就く小学校の生徒にまで現はれ来り今日入学する児童を以て十年前の児童に比すれば身幹体量とも遙かに下劣となれり某外人嘗て日本國民を評して曰く其性は誠に勇敢なれども今四五代を経れば都会民の体格は徴兵たるの資格を失ふに至るべしと若し十年間五百十五匁の割合を以て体量の減少するあらば四五代を経るを待たずして全國民総て伋儒と化するやも知れず而かも我政府及び國民は体育を重んずるもの甚だ少くして独逸〇如きは千八百六十二年には千二百七十九の体操と十三万五千五百七人の會員とを有し千八百九十五年(明治十八年)には六千以上の体操会と五十二万九千九百二十五人の會員とを有し仏國の如きは体操競技会を開かんとする時は會員に限り鉄道乗車を無賃とし役場は其前に掲示して公衆に競技会あるを知らしむる等官民とも其体育養成に相熟中するに拘はらず我が國に於ては一の日本体育会と三四の射的会ある外体育を養成する場所のなきは嘆ずべき極に非ずやとは某將軍の慷慨談なり」(『北海道毎日新聞』、1897年10月7日)。
- 7) 日本体育会『体育ニ関スル内外諸大家ノ意見』、1897年(民和スポーツ文庫所蔵)、では、各界の著名人によって国民体育の発達の必要性が説かれている。執筆者は、岩崎之紀(本郷連隊区司令官・陸軍歩兵中佐)、長谷川泰(済生学舎長)、ベルツ(帝国大学名誉教授)、村田経芳(貴族院議員・陸軍少将・男爵)、マインケ(ドイツ公使館付武官・陸軍中尉)、木場貞長(文部省普通学務局長)、後藤新平(内務省衛生局長)、三島通良(文部省学校衛生主事・医学士)、ピモダン(フランス公使館付武官・陸軍騎兵大尉・伯爵)らである。
- 8) 当時の道府県別会員数は、一万人以上千葉県・愛知県、七千人以上の東京府・埼玉県、五千人以上大阪府であった(『八十年史』、268-269頁)。
- 9) 『日本体育会北海道支会月報』は現在、1899年8月13日の第1号、同年9月10日第2号、同年10

月8日第3号、同年12月(11月一筆者)12日第4号、同年12月10日第5号、第6号～8号まで欠、1900年4月8日第9号があり、以下何号まで発行されたのか不明である。以上の6冊が民和スポーツ文庫に所蔵されている。

10) 『八十年史』, 58 頁。

11) 『八十年史』, 62 頁。

12) 「日本体育会が、創立当初からその体育活動を全国的規模に及ぼそうとしていたことは、設立の趣旨や明治二十六年七月二十九日に『本部ト地方ノ連絡ヲ通ジ会務ノ拡張ヲ図ル』ため、『地方ニ支会ヲ置キ』支会職制を定めたことで明らかである」(『八十年史』, 262-263 頁)。また、1893 年の「体育会設立之要旨」(「第三部 資料編」『百年史』, 1328-1330 頁)に「大小ノ都邑ニ若干ノ体操所ヲ設ケ其近傍ノ子弟ヲシテ運動ノ便ヲ得セシムル事」と、地方への普及の構想が明記されている。

13) 「日本体育会支会職制(明治二十六年七月二十九日制定)」(「第三部 資料編」『百年史』, 1394 頁)。

14) 野津は 1895 年 11 月～1898 年 1 月まで日本体育会会長を務めている。

15) 初代師団長は永山武四郎中将。永山は鹿児島藩士永山盛広の四男で、西南戦争に出征。屯田兵司令官、1888 年 6 月から 1891 年 6 月まで北海道庁長官兼任等を経て、第七師団長となる。1903 年 11 月には貴族院議員になる(秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版、1991 年、106 頁)。

16) 『北海道毎日新聞』, 1897 年 6 月 9 日。

17) 新聞報道によると、会員募集は野津が第七師団と道庁関係者に非公式に頼んで行われたと思われる。「体育会に寄付(中略)幸ひ大将(野津一筆者)今回本道に巡回に就き会員の募集方を囑託する所あり道庁に於て陶警部長之か委員として斡旋さるゝ由」(『北海道毎日新聞』, 1897 年 6 月 6 日)。

18) 『北海道毎日新聞』, 1897 年 6 月 6 日。

19) 入会した会員の氏名や額の大きい寄付金は、度々『北海道毎日新聞』で報道されている。

20) 『北海道毎日新聞』, 1897 年 6 月 9 日。

21) 『北海道毎日新聞』, 1897 年 6 月 20 日。

22) 松永正敏は 1905 年 10 月に中将で第三師団長、1906 年 7 月には第二師団長となる。

23) 勝武館は勝見勝毛という人物が館主で、撃剣柔術の稽古場であった。

24) 「体育会事務所移転、日本体育会本道支会事務所は従来当区勝武館勝見角毛氏方に設置の処今回札幌偕行社内に移転したりと」(『北海道毎日新聞』, 1897 年 7 月 20 日)報道されているが、実際には「体育会の移転 日本体育会札幌支会に於ては是迄憲兵隊内に於て隈元大尉該事務を取扱ひ来りしか今度北一条東二丁目札幌偕行社内樓上元赤十字社事務室跡を以て事務室に充て専務者を置き一兩日前より同所に移転し元陸軍書記並に田中二等軍吏執務せらるゝ由」(『北海道毎日新聞』, 1898 年 7 月 8 日)、という報道から 1898 年 7 月初旬に偕行社に移ったようだ。

25) 『八十年史』, 277 頁。体育会の軍事的性格については今村嘉雄も、「日本体育会体操学校は、創設者日高藤吉朗が陸軍出身であり、その後の幹部もほとんど陸海軍々人であり『体育を軍事的方面より鼓吹せしを以て当時体育会の状況は頗る仏国に類し、人皆体育会は即ち軍事的教育の準備をなす所なるが如き思をなせり。』(『日本の体育』一四頁)と言われる状態であった」(今村嘉雄『日本体育史』不昧堂、1970 年、448 頁)、と指摘している。

26) 1896 年 9 月 25 日、野島丹藏中佐は歩兵第四十五連隊(鹿児島)の連隊長になる(井本熊男監修『帝国陸軍編制総覧』芙蓉書房、1987 年、198 頁)。

27) 『大阪毎日新聞』, 1897 年 6 月 15 日。

- 28) 『大阪毎日新聞』, 1896年6月26日。
 29) 『大阪毎日新聞』, 1896年8月4日。
 30) 「欄外記事」『大阪毎日新聞』, 1896年9月20日。
 31) 『大阪毎日新聞』, 1896年9月21日。
 32) 『大阪毎日新聞』, 1896年10月4日。
 33) 『大阪毎日新聞』(1896年10月3日)で「日本体育会大阪支会は一昨日例会を開く筈なりしも創立員原口大佐野嶋中佐等転任となりしため休会せり来る十五日までには臨時開会を開く由」と報道されている。後によりやく役員が決定する。「日本体育会大阪支会は去る十五日陸軍偕行社に於て例会を開く筈なりしも内海支会長も上京中、且つ当師団部内の委員原口大佐、野嶋中佐、共に他に転任せしを以て休会したり然れども最早役員等も本会にて決定し居るに付通牒次第開会する由」(『大阪毎日新聞』(1896年10月18日))。

原口兼済は、1897年9月陸軍戸山学校校長になり、1897年9月には少将で歩兵第20旅団長となる(『日本陸海軍総合事典』, 118頁)。

- 34) 『北海道毎日新聞』, 1897年6月9日の記事から。
 35) 「日本体育会北海道支会趣意書」, 1899年6月(民和スポーツ文庫所蔵)。
 36) 「日本体育会北海道支会趣意書」, 1899年6月(民和スポーツ文庫所蔵)。
 37) 北海道支会の創立当初の規約は、現在のところ存在しないので、1899年9月10日発行の『月報』第2号に掲載された「日本体育会北海道支会規則」から引用する。1899年は、3月に北海道支会演武場が新築され、体育会に国庫補助が付くなど組織的に安定発展する時期であった。この時の規則を検討する意味はあると考える。
 38) 「日本体育会規則(明治三十二年四月一日施行)」(「第三部 資料編」『百年史』, 1343-1350頁)。
 39) 役員構成(1899年10月8日現在)は以下の通り。肩書きは知りうる限りで記した(『月報』第3号、第4号から作成)。

支会長 永山武四郎(第七師団長、男爵)。

顧問 園田安賢(北海道庁長官、男爵)、大塚。

委員長 松永正敏(第七師団参謀長)。

常務委員 泉法輪、伊地知四郎兵衛、濱名寛祐(第七師団監督部陸軍監督補)、大塚嘉輝、並河新吾、久保田武刀太、兒島八二郎、関立太郎。

委員 林昌介、枋内元吉、奥宮正勝、渡邊兵四郎、渡邊竹八、加藤寛六朗、横山隆起、高岡直吉、高野源之助、谷七太郎、対馬嘉三郎、野崎貞次、倉橋大介、山田吉兵衛、安島忠亮、足立民治。

幹事 泉法輪(兼常務委員)、伊地和(知一筆者)四郎兵衛(兼常務委員)、濱名寛祐(兼常務委員)、大塚嘉輝(兼常務委員)、並河新吾(兼常務委員)、久保田武刀太(兼常務委員)。

書記 嶺岸菊四郎。

医員 岡田頼斎。

演武場長 安島忠亮(兼委員)。

検定員 並河新吾(兼常務委員、幹事)。

教授

<剣術> 稻村嘉吉、富田喜三郎、瀧本儀蔵、騎西源次郎(兼遊泳術、札幌講武所主)、溝口長幸

〈馬術〉伊集院栄吉。

〈銃剣術〉太田文助（陸軍歩兵特務曹長）、浅田政蔵。

〈柔道〉永野美光、山田圓、矢島義雄、柳川鑑蔵、嶺小六。

〈遊泳術〉山田黒之進（創成高等学校教授）、小林鎗次郎（道庁監獄書記）。

役員の人事。

「職員の転任と委員の嘱託 当支会常務委員兼幹事なる第七師団監督部陸軍監督補濱名寛祐は第九師団第二課長を命ぜられ十月十五日任地へ向け出発（中略）演武場銃剣術教授陸軍歩兵特務曹長太田文助氏は体操部監督を陸軍歩兵一等軍曹和田正成、陸軍砲兵一等軍曹金成三郎の二氏は十月十五日付を以て体操教授を（中略）支会長より嘱託せらる

陸軍一等軍吏駒嶺重晶、陸軍歩兵大尉友田正、陸軍歩兵少尉管順蔵の三氏は日本体育会北海道支会（北海道支会一筆者）常務委員兼幹事を北海道庁視学官大窪実、後備陸軍三等監督篠森泰度、屯田銀行重役山本壮之助、炭鉱会社重役植村澄三郎、北辰病院長関場不二彦、土屋病院長土屋轍の六氏は日本体育会北海道支会委員を右何れも十月三十一日付を以て本会長より嘱託せらる」（『月報』第4号、1899年11月12日）。

役員の人事。

「委員の嘱託 陸軍歩兵少佐佐藤当可氏は十一月十六日付を以て本会長より当支会委員兼空知体育場長を、北海道庁属鈴木源次郎、札幌女子小学校長小林到の両氏は十月三十一日付札幌管区委員を、陸軍一等軍医大竹康造氏は同日岩見沢村戸長筒井侃氏は十一月十四日付空知管区委員を（中略）陸軍一等看護長竹原条次郎氏は十一月十四日医員助手を、札幌区後藤頭美氏は十一月三十日付当演武場銃剣術教授を右何れも支会長より嘱託せらる」（『月報』第5号、1899年12月10日）。

- ⁴⁰⁾ 北海道支会の道内拡張には、支会委員と地元の委員と軍関係者が協力して行っていた。

「十一月十三日当支会幹事並河新吾同書記嶺岸菊四郎の両氏会務拡張として空知上川の両管区へ出張せり其状況の概要を揚ぐれば至る処戸長並に地方有志者の尽力奔走聊か遺憾の点なく中にも岩見沢の如きは山田支庁長始め松方第二課長沼宮内校長就中筒江戸長等非常の尽力にて（中略）熱心に勧誘せられ特に十五日は佐藤大隊長の臨席懇切なる挨拶は一層同地有志者の同情を得たり又滝川の如きは大竹軍医を始め同村戸長筆生並に委員諸氏等の尽力にて数十名の入会者あり上川地方も林支庁長並に同属官同地管区委員本多親美氏等一方ならざる尽力にて地方有志者を旭川小学校に会し佐藤大隊長栃内少佐の両氏も態々出張並河幹事と共に体育上に付熱誠なる演説せられたり」（『月報』第5号）。

- ⁴¹⁾ 1890年代は学校体育において、「遊戯の価値が認められ、多くの遊戯書が出版されたことと、普通体操と兵式体操が、青少年の体育教材としての不適正を次第に暴露する反面において、日清戦役を中心に、国民に尚武の気風が高まるにつれて武術(武道)が重視されてくる」（『日本体育史』、393頁）時期であった。

また、体操教員の採用をめぐる状況は以下の通りである。遠藤は軍の兵式体操の位置づけを次のように指摘している。「日清戦争の軍の教訓として精神教育重視」があり「東条英教の学校における軍隊教練実施や兵式体操などに対する見解（規律的な精神の教育重視）は、その後、一貫して軍部内の意見として続くのである」（『近代日本軍隊教育史研究』、599-600頁）。兵式体操教員の採用は、「1890年代に入って、教員免許検定制度がしだいに整備され、陸軍教導団卒業者が兵式体操教員に採用されるシステムが生まれた」が、「1900年代に入り、中高等教育機関の体操科教員の免許交付について、陸軍出身の士官・下士が無試験検定の機会から除外されるにいたり、これに対

して、陸軍省も体操全体に本格的に対応するにいたった」(前掲書、600-601頁)。その後「スウェーデン体操を基調にし、かつ兵式体操の制限をねらう文部省などの学校体操の改革動向に対して、陸軍省は日露戦争後、学校の体操教員の免許状交付における陸軍予後備役下士の無試験検定除外問題とあわせて、普通体操と兵式体操との接近を要求するにいたる」(前掲書、603頁)。

- 42) 帝国議会においても、「体育奨励の建議」(1898年5月31日、第十二議会、臨時会、貴族院)をめぐる審議過程で、日本人の体格の問題が指摘された。「建議案」の提出者の一人である久保田譲は、「所謂国家富強の根源は国民の壮健なる事に在りと云ふ事があります、そう云ふのは実に格言であつて毫も疑を容れぬ事である、即ち各国欧米文明の諸強国に於て競つて体育を奨励する次第であります今や我帝国は戦後の経営を為すに当つて軍備実業教育杯のことに汲々として世界の競争場裡に立つて世界各国と駢馳せんとする時でありまして大に此の体育を奨励して富国を図り国民の身体をして欧米各国の人と均しく、欧米人よりも一層強壯健康ならしむることは実に焦眉の急であろうと存じます(中略)甚だ残念ながら我國民の体格は常に進歩しつつあると云ふことは断言し難い、(中略)或る連隊区の調に拠れば壮丁百人中甲種の合格者二十人強、乙種の合格者が十二人、現役兵となり得べき者は僅かに壮丁の三分の一であると云ふ調べがある、それから又兵の入隊者の身体の長さ身体の量即ち体量、是れも年々減縮、減る所の傾がある」(安部磯雄編『帝国議会教育議事総覧』第一冊、厚生閣、1932年)と述べている。

- 43) 三島通良の思想に関する研究に、木村吉次「近代学校と保健」(前掲書『日本近代体育思想の形成』)がある。

- 44) 『教育時論』第394号、1896年3月25日。

- 45) 『教育時論』第418号、1896年11月25日。

- 46) 「体操伝習所を再興すべし」『教育時論』第456号、1897年12月5日。

- 47) 「国民体力の漸減」『教育時論』第529号、1899年12月25日。

- 48) 坂部行三郎「学校医に就て」『教育時論』第461号、1898年2月5日。

この他にも、トラホームに関する記事は何度か掲載された。例えば、群馬県地方視学官堤虎造「盲目国民耶文盲国民耶」『教育時論』第463号、1898年2月25日や「『トラホーム』の大流行に就き学校衛生顧問會議に望む」『教育時論』第512号、1899年7月5日、など。

また、群馬県地方視学官堤虎造は、「横浜神戸の若き外国人と朝夕折衝輸贏を争ふ者は、其身体の到底彼に及ばざる利害を考へ、平和戦争にも身体は戦闘力の本源たる事を覚知して、体育の作振を熱望する事生徒父兄共に同一なりと雖も、其他の地方に於ては身体の壮健は、平和の戦争に勝利を譲る所以にあらずして却て勝利の障碍と爲し、生徒も体育を等閑に付し父兄も大に之を厭ふの風あり」(「盲目国民耶文盲国民耶」『教育時論』第463号)と、都市と農村の体育に対する認識の違いをも指摘した。

- 49) 山口鉞三郎「日本人不健康ノ原因ヲ論ズ」『教育時論』第396号、1896年4月15日。

- 50) 『教育時論』第418号、1896年11月25日。

- 51) 三島通良「戦後の経営としての学校衛生」『教育時論』第401号、1896年6月5日。

また、三島は京華中学校に於ける演説で、「衛生とは、人の健康を保持し更に之れを増進せしめて社会の生存競争に打勝つ様身体を造り出すに在りと」(『教育時論』第463号、1898年2月25日)述べている。

- 52) 例えば、学校衛生顧問會が1896年5月文部大臣の諮問機関として設置されたのは、その象徴である。学校衛生行政はその後、「学校清潔法」(1897年、文部省訓令)、「公立学校学校医」(1898年、

勅令),「学校医職務規定」(1898年,文部省令),「学校伝染病予防及消毒方法」(1899年,文部省令),「小学校設備準則」(1900年,文部省令),「学生生徒身体検査規定」(1900年,文部省令)等と法的整備を整えていく。

- 53) 柴山守鑒「体操の意義」『教育時論』第413号,1896年10月5日。
- 54) 「学校生徒身体検査規定に就きて」『教育時論』第430号,1897年3月25日。
- 55) 「体操学校を設立すべし」『教育時論』第454号,1897年11月25日。
- 56) 小松定市「体操法の改良すべき点」『教育時論』第560号,1900年11月5日。
- 57) 「体操学校を設立すべし」『教育時論』第454号。
- 58) 「体操伝習所を再興すべし」『教育時論』第456号。
- 59) 「体操教師の養成改良」『教育時論』第518号,1899年9月5日。
- 60) 「学校の兵式体操」『教育時論』第546号,1900年6月15日。
- 61) 「学校の兵式体操」『教育時論』第546号。
- 62) 『近代日本軍隊教育史研究』,600頁。
- 63) 『北海道毎日新聞』,1897年6月20日。
- 64) 北海道支会の体操教員資格試験の検定員は,1899年時点で並河新吾という人物が成っている。彼の肩書きは不明であるが,下士官あるいは上等兵の体操の試験官を務めるのであるから,第七師団の上級の者と推測される。
- 65) 「日本体育会北海道支会規則」『月報』第2号。
- 66) 「体育会の射的場は札幌郡円山養樹園内に設けくる事となり既に実地の検分も遂げ昨今其筋へ同会より出願中の趣なるが其土工にも追々着手の筈なれば同会事業の開始を観るも遠からざるべし」(『北海道毎日新聞』,1897年10月15日)。
- 67) 『北海道毎日新聞』,1897年6月30日。
「軍用射術研究 射術には軍用射撃,普通射撃放鳥射撃,拳銃射撃の四種あるが日本体育会北海道支会にては暑中休暇及び夏期講習会員等の出札を利用し大に軍用射撃の研究を為すと云ふ」(『北海道毎日新聞』,1897年6月30日)。
- 68) 「日本体育会規則(明治三十二年四月一日施行)」『百年史』,1344頁。
- 69) 「兵事講習の開始」『北海道毎日新聞』,1897年7月23日。
- 70) 「兵事講習の開始」『北海道毎日新聞』,同上。
- 71) 「学校の兵式体操」『教育時論』第546号。